

令和7年度 社会福祉法人佐川町社会福祉協議会事業計画書

佐川町社会福祉協議会は、我が国が目指す地域共生社会づくりの一翼を担うため、また地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することが使命です。

そのため、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を柱とし、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、社協内の各部署及び関係機関との連携を活かし、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを構築することを目指していきます。第4次地域福祉アクションプランの2年目となるため、6年間の展望を行政・地域住民組織と共有し、誰もが幸せを実感できる持続可能なまちづくりを目指していきます。

令和6年元旦の能登半島地震の教訓と、高まる南海トラフ地震への危機感を見過ごすことなく、防災への取り組みである防災となり組づくりや災害ボランティアセンター運営訓練、さらには事業継続のための初期行動計画、各事業で策定しているBCP（事業継続計画）の再確認を行い、また令和6年10月に協定を結んだ福祉避難所の運営訓練など、より実践的な対応を取れるよう準備を進めて参ります。

経営理念及び組織運営方針に基づき、地域住民や行政関係機関をはじめ、あらゆる組織等と連携を進め「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを目指していきます。

社会福祉法人 佐川町社会福祉協議会の使命・経営理念・基本方針

<使命>

○ 佐川町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

<経営理念>

○ 佐川町社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開する。

- ① 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

<基本方針>

○ 佐川町社会福祉協議会は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営業者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行う。

- ① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ② 事業の展開にあたって、「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③ 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④ すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

1 災害対策の充実

東日本大震災、能登半島地震などを教訓に、きたる南海トラフ地震に備えます。発災後早期に職員体制の確認を行えるよう災害時初期行動計画の見直し、遂行業務を選別し利用者安否確認、施設運営、災害ボランティアセンター運営、福祉避難所運営などを迅速に行える準備を行います。

職員も社協職員として、また一住民として災害対策を啓発できるよう防災士資格取得を進めていきます。

2 地域共生社会づくりへの取り組み

第4次地域福祉アクションプラン（みんなで福祉のまちづくり委員会活動）

第4次計画2年目の本年度は、地域共生社会づくりを行政、地域と共に取り組んでいきます。地域づくり面では、現在まで組織づくり、拠点づくり、助け合いの仕組みづくりと、地域社会の変容による課題も踏まえて、持続可能な地域づくりを叡智を集結し実行していきます。

住民意識としても南海トラフ地震への危機意識が高まっており、自主防災組織と連携した防災の対策と共に、防災を切り口に地域のつながりの再構築を行いながら地域福祉にも寄与していきます。

3 重層的支援体制整備事業実施への準備

佐川町が令和8年度実施予定で協議を進めております重層的支援体制整備事業について、どのようなニーズがあり、取り組みが必要か検討し準備を進めて参ります。福祉行政とのコミュニケーションをより一層充実させ、より効果的な事業効果が生まれるよう努め、地域共生社会づくりを推進していきます。

一環として、ご本人の生きづらさや制度的の谷間などにより社会との接点が少ない方への居場所づくりを試行的に実施します。また、社会参加が難しい方への支援の在り方も検討を進め、必要に応じ社協事務局体制の見直しも行います。

4 地域共生交流拠点ぷらっとホームさかわ（共生型小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業）の円滑運営

制度や分野の縦割りや支え手受け手の関係を超えて、我が家のように、家族のような関係づくりを構築し、高齢者や障害児者の一人ひとりが輝ける場所を目指して8月からは5年目をスタートいたします。当施設の取り組み及び地域住民との連携が「共生社会の実現」に近づける大きな一歩になるため、施設や理念を周知することにも尽力していきます。

法人運営・総務

1 理事会・評議員会の実施

法人経営を担う理事会を適切な頻度で実施し、社協の使命や経営理念、基本方針に添った組織運営を心がけます。また諮問機関である評議員会とは議決事項以外でも可能な範囲情報を共有し、より住民課題に沿った活動の展開を心がけます。

2 災害への対策及び取り組み

災害発生時に職員参集及び事業実施の選択を行う初期行動計画及び、各事業所のBCP（事業継続計画）に基づいたシミュレーションや訓練、各計画の見直し等を行い、来るべき災害に備えます。

3 社協活動の見える化

様々な活動や事業展開をしていますが、十分な周知や伝達ができているとはいえない状況であります。住民や関係機関、行政に対しても活動の内容や効果などについて説明責任を果たせるよう情報整理分析を行っていきます。

社協だより「えがお」を年6回発刊し、町内全世帯に配布します。ホームページでは社協事業をはじめ各福祉団体活動やボランティア活動の紹介、介護保険等の情報等を発信し、住民の福祉に対する知識や理解を深め、福祉活動やボランティア活動への参画、協力を得られる広報づくりに努めます。

4 健康福祉大会事業

福祉啓発の一環として、町内の社会福祉、地域福祉、ボランティア活動等に多年にわたり功績のある方々を式典で表彰します。また、昨年度に引き続き防災をテーマとした講演や地域の取り組み紹介などで地域の防災意識啓発を通じた地域福祉を推進していきます。

5 人事管理・各種規程管理

人事評価及び業務目標設定を行い、より目的意識を持って力を発揮して業務に取り組めるように進捗管理を行っていきます。また各種規程の再確認を行い必要な改正等を行います。

6 各種募金活動の推進

佐川町共同募金委員会事務局として、赤い羽根共同募金活動の支援を行います。10月からの赤い羽根共同募金及び12月の歳末たすけあい募金を通じ、住民の善意を福祉活動や支援へのマッチングを行います。

ボランティアセンター

住民の福祉活動・ボランティア活動の相談や、活動を円滑にするための支援を行います。多様な事業や団体の活動支援を行うことで、多様なつながりと地域の中での居場所と役割が醸成されることで地域福祉に寄与していきます。また、様々な活動の中で生活課題を抱える方を発見した場合は、必要に応じ関係機関につなぐことや多機関での対応を行い、住民と共にゆるやかなセーフティーネットを構築します。

1 ボランティア活動支援

ボランティアに関する相談・登録・紹介、情報収集・情報提供等を行います。また、活動が円滑に行えるためのボランティア活動保険の取扱やボランティア団体車両貸出を通してボランティア活動の振興を図ります。

2 災害ボランティアセンターネットワーク会議

災害時の復旧活動のために活動する佐川町災害ボランティアネットワーク会議の事務局として、関係機関と体制確認を行い災害ボランティアセンター訓練を再開します。

3 ファミリーサポートセンター事業

子育て支援を希望する会員（おねがい会員）に対し有償ボランティア（まかせて会員）の紹介による子育て支援を行います。本年も、事業の一層のPRやまかせて会員養成講座を実施することでおねがい会員、まかせて会員の増員を行うとともに、支援の質の向上や会員同士の交流を図り円滑な運営を行います。

4 福祉団体事務局

下記の団体の事務局を担う事により、各団体の諸活動の振興を図り地域福祉推進を行います。

- ・民生児童委員協議会
- ・よさこいクラブ連合会
- ・身体障害者協議会
- ・日本赤十字社高知県支部佐川町分区・赤十字奉仕団
- ・手をつなぐ親の会
- ・福祉団体協議会
- ・長寿大学
- ・セカンドライフ夢追い塾

5 福祉活動推進校支援事業

共同募金助成金を活用し、町内の小学校5校、中学校3校のPTAを対象に地域との交流等を通じた福祉教育の支援を行います。

6 収集ボランティア仲介（古切手、プルタブ等）

町民より寄せられる古切手をお預かりし、必要とされる団体等へお届けします。プルタブに関しては、換金し地域福祉活動に活用させていただきます。

あんしん生活支援センター

あんしん生活支援センターでは、年齢や生活背景に関わらず様々な相談に対応し、必要に応じて行政機関やハローワーク、法テラス等の関係機関と連携し、誰もが安心して自立生活が行えるよう、人と人、人と地域がつながり支え合えるよう支援を行います。

1 生活困窮自立相談支援事業（体制強化、アウトリーチ支援員）

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業。あんしん生活支援センターとして生活困窮者への相談、就労支援等を通して困窮状態からの脱却の支援を行います。またアウトリーチ支援員の取り組みは、佐川町地域支援ネットワーク等の支援機関との連携を密にし、積極的に信頼関係づくりを行うアプローチを重ね、社会との接点をつなぎなおす支援を行います。

その他、住民等に食料の寄付を募り、生活困窮状態の世帯への食料配給を行う「フードサポートおすそわけ」、福祉用具や家具などの支援を行う「介護サポート支え愛」も引き続き実施します。

2 共助の基盤づくり事業・重層的支援体制整備事業移行準備事業

年齢や性別、置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図ります。

最小単位の住民組織化として、防災となり組を提唱し、組織化率を高め、住民のつながりづくりや自然体での見守り体制づくりを進めます。組織化後の訓練等に活用いただくべく「おなかまプロジェクト」として助成金を準備しております。

また、今年度は重層的支援体制整備事業の必須事業である地域活動支援センター（地活）を令和8年度から本格実施できるよう、引きこもりや障害特性があり人との関わりに不安のある方を対象とした集いの場「えんがわ」を月2回の予定で始めます。

3 生活支援体制整備事業

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

みんなで福祉のまちづくり委員会及び地区組織の支援を通して、おたすけイベントの5地区開催を目指し住民活動の支援を行うと共に、第4次地域福祉アクションプランの推進を行政、住民と共に行ってまいります。

支え手養成の一環として「傾聴講座」を実施し、傾聴の大切さを広め日々の生活や地域の活動の中で実践できるような人材育成に努めます。

令和6年度に見直しを行った見守りネットワークが地域の中で円滑に実施されるよう支援を行います。地域の中での小さな集いを「ぷちサロン」として登録いただき、情報提供などを通して居場所づくり、つながりづくりを推進していきます。

ユニバーサルスポーツを通して地域でのつながりや、参加の機会を増やすことを目的に交流大会を実施します。

4 権利擁護の取り組み（日常生活自立支援事業・法人後見事業）

日常生活自立支援事業は、認知症や知的・精神障害等により自分ひとりで福祉サービスの契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・通帳等の書類管理など、日常生活に必要なことについて不安のある方の支援を行う事業です。

利用者へのアプローチを当該事業のみだけの関りではなく、地域福祉的視点を持った関わりが重要になってきます。専門員の資質向上と生活支援員との連携を重視した運営に取り組めます。

法人後見事業は、民法上の成年後見制度を活用し、契約能力が減退した方の権利擁護を実施します。

5 生活福祉資金貸付制度

高知県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金制度を活用し、一時的に経済的課題がある方への支援を行います。またコロナ禍で貸付を行った方への返済状況確認や必要に応じて相談に乗り課題解決の支援を行います。

（1）本則貸付

他の融資制度や給付制度を利用できない低所得者や障害をもつ方の世帯等を対象に、必要な資金の貸付と必要に応じた援助指導を行うことにより、自立への支援をします。あんしん生活支援センターの総合相談支援の一環として取り扱っています。

〔資金の種類：①総合支援資金 ②福祉資金 ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金〕

（2）特例貸付

コロナ禍で緊急貸付を行った対象者の返済支援、困窮時の相談対応を行います。

居宅介護支援事業所

経営の安定化を図るとともに、今後ますます多様化するニーズに適切に応えられるよう介護支援専門員の資質向上及び運営体制整備を行います。

1 運営体制整備

○特定事業所加算の算定基準を遵守し適正なケアマネジメントを行います。

- ・運営基準減算等を受けないよう適切な運営及びコンプライアンスの徹底を図ります。
- ・主任介護支援専門員を管理者とし事業所内の連絡体制を充実させます。
- ・年間を通し計画的な研修実施及び積極的参加を行います。また、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会や研修等へ参加をし、資質向上に努めます。
- ・利用者及び家族からの緊急連絡を受け付ける 24 時間連絡体制を確保します。
- ・困難事例の紹介があった際にも事業所内外と連携し、支援を提供します。
- ・介護支援専門員実務研修における実習等に協力します。
- ・感染対策、災害時対策のマニュアルの見直し、訓練の実施等を行い事業継続に向けた取り組みの強化を行います。
- ・ストレスによるバーンアウトを引き起こさないよう心身の健康管理には十分配慮し、働きやすい職場作りを心掛けていきます。

2 自立支援の理念においてケアマネジメントを実施・ケアマネジメント力の資質向上

- ・利用者及びその家族に対して十分な聞き取りを実施し適切なアセスメントを行ない利用者のニーズを把握します。アセスメントを基にケアプランを作成し担当者会議・モニタリング・評価・再アセスメントなどの一連の支援経過においてその都度利用者や家族の同意を得てより良い在宅生活が送れるように支援を行ないます。
- ・公正中立な立場で、利用者、家族が自己決定できる支援を行います。
- ・利用者の日常生活全般を支援できるように介護保険サービスはもとより、地域の社会資源、保健医療サービス、福祉サービス等を活用し、包括的な居宅サービス計画を作成します。
- ・地域住民との関わりを大切にし、フォーマルのみならずインフォーマルな社会資源を活用できる関係づくり、コミュニケーション力の向上を行います。
- ・事業所内外での研修や勉強会に積極的に参加し知識、技術を習得出来る様自己研鑽に努めます。

3 主任介護支援専門員のスキルアップ

- ・介護支援専門員に対する個別支援や人材育成の実施が行えるようスーパービジョン等の機会を積み重ね、主任介護支援専門員としての資質向上を図ります。
- ・多職種等とのネットワークづくり、社会資源の開発などの地域づくり、地域住民の意識づくりを圏域内の主任介護支援専門員、関係機関との協働により構築していきます。
- ・町内主任介護支援専門員と包括支援センターと協働で企画運営をし勉強会の実施をします。
- ・研修会等に参画し、事業所内だけでなく他事業所の介護支援専門員に対しても適切な指導や助言がおこなえるようにします。

5 内部連絡会及び研修・訓練

○週1回、週間報告・連絡会を実施。連絡事項や研修会の報告、困難事例への対応情報共有を行い、担当の介護支援専門員不在時でも対応可能とする。

○内部研修：

BCP（業務継続計画）研修	災害について	年1回研修・年1回訓練
	感染症対策について	年1回研修・年1回訓練・年2回委員会
高齢者虐待防止について	年1回委員会（ハラスメント含む）	・年1回研修

6 外部研修

○佐川町地域包括支援センターと合同で企画運営するケアマネ勉強会への参加	年2回
○町内外の介護支援専門員対象の事例検討会、研修会等への参加	回数未定
○地域ケア会議への参加	回数未定
○高知県中央西福祉保健所が主催する研修会	年2回程度
○高知県介護支援専門員連絡協議会が主催するケアマネ及び主任ケアマネ研修会	回数未定
○高知県介護支援専門員連絡協議会中央西ブロック研修会への参加	回数未定
○高知県主催の認定調査員現任研修への参加	年1回
○その他：介護支援専門員としての資質向上に関する研修	

障害者相談支援センターさかわ

重点目標

相談支援事業（障害者・障害児・難病者）

障害者（児）等の意思及び人格を尊重し、心身の状態や環境に応じ、総合的かつ効率的なサービスの利用ができ、自立した日常生活、社会生活が営むことができるよう配慮し支援していきます。

個々のニーズから地域のニーズを把握し、地域の実情に応じた支援体制の整備、虐待や差別防止の啓発と関係機関の連携を図り、地域課題解決に向けての情報収集や提案をしていきます。

内部事業との連携はもとより、行政、医療、警察、消防、法律、教育、雇用、介護保険事業所、福祉サービス事業所などの関係機関、民生児童委員、あったかふれあいセンター、ボランティアなど、地域生活を支えるさまざまな関係者と密接な連携を図っていきます。

また、地域共生交流拠点ぷらっとホームさかわとも、高齢者から障害者・障害児まで住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう包括的なケアの実現と地域住民が共に生きていける地域づくりを推進していけるよう連携を図っていきます。

○計画相談支援・障害児相談支援体制の充実

1 相談支援専門員の資質の向上

- ・業務の振り返りの自己評価、チェック機能の充実
- ・高知県相談支援専門員協会、中央西圏域内相談支援事業所連絡会、高知県等による事例検討会や研修会への参加
- ・月曜日8時半から内部連絡会を実施。連絡事項や研修会の報告、困難事例等の共有、ケース検討を実施。

2 関係機関との連携と支援ネットワークの構築

困難事例への対応、虐待や差別の防止、災害時の対応、地域資源の活用と開発等、関係機関と情報共有をし、支援体制の整備を図ります。

- ・佐川町相談支援事業所定例会の開催（5～6回／年）
- ・中央西圏域内相談支援事業所連絡会（3回／年）
- ・地域自立支援協議会（1～2回／年）、専門部会（2～3回／年）

○基本相談支援（町より委託）

障害者（児）、保護者または障害者等の介護を行う者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、各関係機関との連絡調整等幅広い支援を行います。

地域共生交流拠点ぷらっとホームさかわ

事業使命

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう、障害や要介護状態であっても、共に支えあって生きる「地域共生社会」の拠点施設となることを目指しています。

ぷらっとでは障害や要介護といった特性があっても、必要な介護や支援を受けながら、出かけた場所に出かけ、会いたい人に会えるような、本当の意味での排除の無い地域社会づくりに尽力していきたいと考えています。

また社会的包摂や多様性の価値観が認められる社会が大切だと考えています。すべての人に居場所と役割があり、多様な他者を認められる土壌づくりが、ぷらっとホームさかわの地域交流の取り組みの中から育って欲しいと願っています。

ぷらっとホームさかわの活動を通じ、健常な佐川町民と特性を持った方々との交流機会を積極的に創出し、相互理解を促進し、誰もが誰かに必要とされる排除を生まない包摂社会が実現するよう働きかけていきます。

実施事業

- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・共生型生活介護
- ・共生型放課後等デイサービス（重度心身障害児を除く）
- ・共生型短期入所
- ・日中一時支援事業

重点目標

○地域貢献

地域イベントやボランティア活動に積極的に参画し、住民活動を応援します。また、地域交流スペースや駐車場をひろく開放し、町民サービス向上をはかります。

○地域交流促進

施設だって地域の一員。障害や要介護状態であっても、自らの意思決定によって、地域の中で主体的に生きることを支援します。地域イベント行事への参加や、ぷらっとへの見学会会者等の招致にも積極的に働きかけます。

○経営の安定化

利用率の向上およびコスト節減を意識し経営の安定化をはかり、もって事業の持続可能性を向上させます。

○組織力の向上

事業技能の習熟度を上げ、より困難ケースの受け入れや、多くの利用者の受け入れが可能となるよう、O

J T（On-the-Job Training：現場実践育成方法）や外部研修を計画的に導入し、技能・知見の向上をはかります。また、各種会議や内部連携を充実強化し、オールぷらっとで事業使命の遂行にあたるよう組織力向上を目指します。

○関係機関との連携

社協母体との連携をはじめ、地域や医療福祉機関との有機的連携によって、町内での協調行動を促進し、もって利用者利益の向上、住民意識の変革を目指します。

会議・委員会

【1】 **スタッフ会** ぷらっとは原則すべての職員を対象に当会議を推進するものとする。
方法頻度：月1回、1階共生型小規模多機能、2階認知症対応型ユニットごとに実施する。

目的内容：

- ①業務に関する課題や解決に向けての情報共有、協議検討。
- ②利用者の接遇に関する情報共有、支援方法の協議検討、サービス担当者会。
- ③事業に関する、年間、月間等の計画策定。

【2】 **委員会** ぷらっとは以下の委員会を設置し委員は各般の普及促進に努めるものとする。
方法頻度：以下の3つの委員会および研修は原則輪番で毎月実施する。

①身体拘束適正化・高齢者虐待防止委員会

委員は身体拘束防止、虐待防止の重要性を認識し、日常の介護業務の中で身体拘束および虐待が行われないう最善を尽くすと共に、職員全体の意識の向上に努める。また、年2回、身体拘束適正化に関する研修会を全職員対象に実施することとする。

②感染症対策委員会

委員は感染症に関する知見を深め、利用者および職員の感染症の感染予防、感染拡大予防に効果的な措置をとるものとする。

③事故防止委員会

委員は業務に関する事故の予防、事故が起こった際の事後処理手順の確認、記録の整備など事故防止に資する措置を講じるものとする。

④広報・研修委員会

令和5年4月より新設の委員会。ぷらっとの宣伝や通信の発行などの広報を行う。また、研修を企画推進することとする。研修は他の委員会に〇月に〇〇をテーマに研修を実施して欲しいなどの依頼を行っても構わない。各委員会の研修の順番やスケジュールを調整すること。

●全ての委員会に共通

各委員会は研修委員を兼ねるものとし、各委員会のテーマをはじめ、介護技術向上の技術指導を含む、業務の推進および職員の資質向上に必要な各種研修の企画運営を実施するものとする。

【3】 **運営推進会議** 法定で2か月に1度開催が義務付けられている地域との連絡会

○目的

- ・地域の方々や利用者の家族などに対し、情報を公開し事業所でどのようなサービスを行っているかを開示する。
- ・地域の方々や委員に助言をいただき、サービスの透明性や質の向上をはかる。
- ・地域密着サービスとして、地域に開かれた施設をめざし、施設、地域の相互に働きかける機会となる。